

第4編 その他の災害対策計画

第1章 風水害等対策計画

第1節 目的

本計画は集中豪雨や台風、冬期の季節風、突風等による出水及び建物、工作物等の損壊等の風水害に対応するための方策について定めることを目的とする。

第2節 災害予防計画

第2編第2章災害予防計画、第2節水害予防計画、第3節風害予防計画を準用する。

第3節 災害応急対策計画

第2編第3章災害応急対策計画を準用する。

第4節 土石流対策計画

1. 土石流危険渓流

土石流が発生するおそれの高い渓流については、町の調査によって被害を生ずるおそれのある場所についての被害発生予想区域及び予想被害等が資料編にまとめられている。

2. 防災地域の普及

町は土石流危険渓流の地域に居住する関係住民に対して、防災訓練や防災教室で土石流及び応急対策に関する知識の普及を図るものとする。

3. 砂防対策

町は土石流が発生するおそれの高い渓流について実態把握に努め、被害の軽減に努めるとともに、関係機関に対し砂防事業が推進されるよう要望していく。

4. 警戒避難体制の確立

土石流災害発生の予測は、非常に難しいところであるが、町は人命安全の確保を図るため、崩壊危険地について、関係住民への周知と警戒体制の確立を図り、異常降雨時ににおける防災体制の万全を期する。

5. 情報伝達計画

第2編第3章第2節災害情報等の報告、収集及び伝達計画、第3節災害広報・広聴計画を準用する。

6. 被害者収容計画

第2編第3章第4節避難対策計画を準用する。

第2章 水防計画

第1節 目的

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる本町が、同法第33条第1項の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本町の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

本計画における用語について、法令等その他で定めるほか、次のように定義する。

用語	定義
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。
量水標管理者	量水標、駿潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。
水防協力団体	法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう。
洪水予報河川	国土交通大臣又は北海道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は北海道知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う。
水防警報	国土交通大臣又は北海道知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は北海道知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
水位周知河川	国土交通大臣又は北海道知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は北海道知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
水防団待機水位（通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに北海道知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして北海道知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規される洪水特別警戒水位に相当する。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または北海道知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は北海道知事が指定した区域をいう。

第3節 水防の責任

水害の発生を未然に防止し、その根絶を期するための予防対策上必要な水防の責任については、以下の計画に定めるとおりである。

1. 水防責任者

水防責任者は、水防法第2条第1項、第2項、及び第3項に基づき、水防管理団体の水防管理者である町長とする。

2. 処理すべき事務及び業務の大綱

(1) 奥尻町

本町は、水防法第3条の規定に基づき、その区域の水防を果たすため、次の事項を行う。

- ア 水防組織の確立
- イ 水防倉庫、資機材の整備
- ウ 通信連絡系統の確立
- エ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動
- オ 警戒区域の設定
- カ 警察官の援助の要求
- キ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関への応援要請
- ク 平常時における河川・海岸・堤防等の巡視
- ケ 水防時における適正な水防活動の実施
- コ 水防計画の作成
- サ 消防団員（水防団員）の確保
- シ 水防訓練の実施

(2) 北海道（檜山振興局）

- ア 水防計画の策定及び要旨の公表
- イ 水防管理団体が行う水防への協力
- ウ 気象予報及び警報の伝達
- エ 避難のための立ち退きの指示
- オ 緊急時の水防管理者、水防団長及び消防機関の長への指示
- カ 水防に関する勧告及び助言

- (3) 渡島総合振興局函館建設管理部
- ア 洪水予報の発表及び通知
 - イ 水位の通報及び公表
 - ウ 水位情報の通知及び周知
 - エ 浸水想定区域の指定、公表及び通知
 - オ 水防警報の発表及び通知

(4) 函館地方気象台

- ア 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

3. 居住者等の水防義務

本町の当該団体の区域内に居住する者又は、水防の現場にある者は、水防法第17条の規定に基づき水防のためやむを得ない必要がある場合において、水防管理者又は消防機関の長からその水防に従事することを求められたときは、協力するものとする。

第4節 水防上の地勢、観測施設

当町の地勢は、平野部は少なく、山間部の多くは森林でブナの極相林が約60%を占めています。水資源が豊富である。

河川は、大小含め34河川があり、流域面積が最大の河川は、青苗川で21.9haを有し、流域の一部は、水田が広がり、小河川に至っては、相当数ある。

一方、各地区の集落は、海岸に沿って点在し、背後地が急峻な崖となっている地区では、崖崩れによる住家等の被害や土石流の発生するおそれがある沢地に住宅が密集しているため、大規模な浸水・土砂災害の発生する可能性がある。

多くの河川は、流路が短いため山間部からすぐに河口に達してしまうことから、集中豪雨では、土砂崩れで道路の寸断なども想定され、最大の流域面積を有する青苗川では、田畠の浸水被害の発生が想定される。

また、高潮による被害が発生する箇所として、海拔高が低い地域での発生が想定されるが防潮堤により、浸水被害が発生する可能性は、低いと考えられる。平成5年(1993年)に発生した北海道南西沖地震による津波の高さを想定し、防潮堤の整備がなされている。

(1) 洪水予報を行う河川

当町においては、国及び北海道が指定している河川はないため、洪水予報の対象はない。

(2) 水位周知河川

当町においては、国及び北海道が指定している河川はないため、水位情報の通知はない。

(3) 気象、潮位の観測施設

観測所	観測内容	所 管	所 在 地
奥尻（気象）	雨量	函館地方気象台	奥尻町字稻穂
奥尻出張所	雨量	渡島総合振興局函館建設管理部	奥尻町字球浦22番地
松江	雨量	渡島総合振興局函館建設管理部	奥尻町字松江
米岡（気象）	雨量	函館地方気象台	奥尻町字米岡 (奥尻航空気象観測所)
奥尻港	潮位	北海道開発局函館開発建設部	奥尻町字奥尻
奥尻駿潮場	潮位	国土地理院	奥尻町字松江

第5節 水防警報

北海道は、国土交通大臣が指定した河川又は海岸について、水防警報をしたときは水防管理者その他の水防に関係する機関に通知するものとされている。

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

(2) 海岸における水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告するもの。水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視、避難誘導、土のう積み、排水ポンプ作業等	気象・波浪状況・CCTV 等により越波が起こるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告するとともに、身の安全を確保しつつ水防活動を行うことの準備を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、身の安全に十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生が確認或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

(3) 津波に関する水防警報の種類及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

第6節 水防組織

町における水防組織は、第2編第1章第1節組織計画を準用する。

第7節 水防施設及び資器材の配置

(1) 町における水防施設及び資器材の配置は以下のとおりである。

保管場所	所在	土のう用袋 (枚)	ビニールシート (枚)	竹 (本)	トンパック (袋)	スコップ (丁)	ツルハシ (丁)
奥尻水防倉庫	字奥尻						
青苗水防倉庫	字青苗						
合計		2,000	10	30	20	50	5

掛矢 (丁)	かま (丁)	なた (丁)	のこ (丁)	ペンチ (丁)	一輪車 (台)	ロープ 類	鉄線 (kg)	木杭 (本)	照明器具 (台)
3	5		5	5	2				10

おの (丁)	ハンマー (丁)	はしご (脚)	資材の調達先
			町内各商店及び 町内建設業者
			〃
5	5	3	

(2) 北海道有水防資器材の払い出しについて

水防管理者は、水防活動に必要な水防資器材に不足が生じ、町内において確保が困難なときは、北海道有水防倉庫を管理する函館建設管理部奥尻出張所長に水防資器材の払い出しを申請するものとする。

なお、被害の拡大により、資器材の確保が更に必要な場合は、檜山振興局長に払い出しを要請する。

第8節 水門等の操作

水防対策上、重要な水門等は、次のとおりである。

町は、常に当該施設が十分にその機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

1. 次の事象があった場合、水門は、ただちに遠隔操作（手動操作）により閉鎖とする。

ただし、何らかの異常のため、遠隔操作により水門が閉鎖できない場合、操作員の安全確保のため、水門での手動操作を行わないととする。

ア 大津波警報若しくは津波警報が発表された場合

イ 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じ、津波の発生が予想される場合

河川	場 所	遮断方法	管 理 者	操作を行う者
塩釜川	奥尻町字奥尻			
釣懸川	奥尻町字奥尻	自重降下 フラップゲート	奥尻町	建設水道課 (手動操作)
赤石川	奥尻町字赤石			
青苗川	奥尻町字富里		函館建設管理部 奥尻出張所	奥尻消防署 (遠隔操作)

2. 海岸部の防潮堤鉄扉

町は、常に当該施設が十分にその機能が発揮できるよう努めるとともに、特に水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ただし、大津波警報若しくは津波警報が発表された場合、鉄扉の閉鎖にあたって、操作員の安全確認を最優先とし、直ちに高台に避難とし、地域住民の避難誘導にあたるものとする。

ア 奥尻港陸閘（横引きゲート） 遠隔操作

イ 他の漁港の鉄門扉 手動操作による開閉

第9節 通信連絡

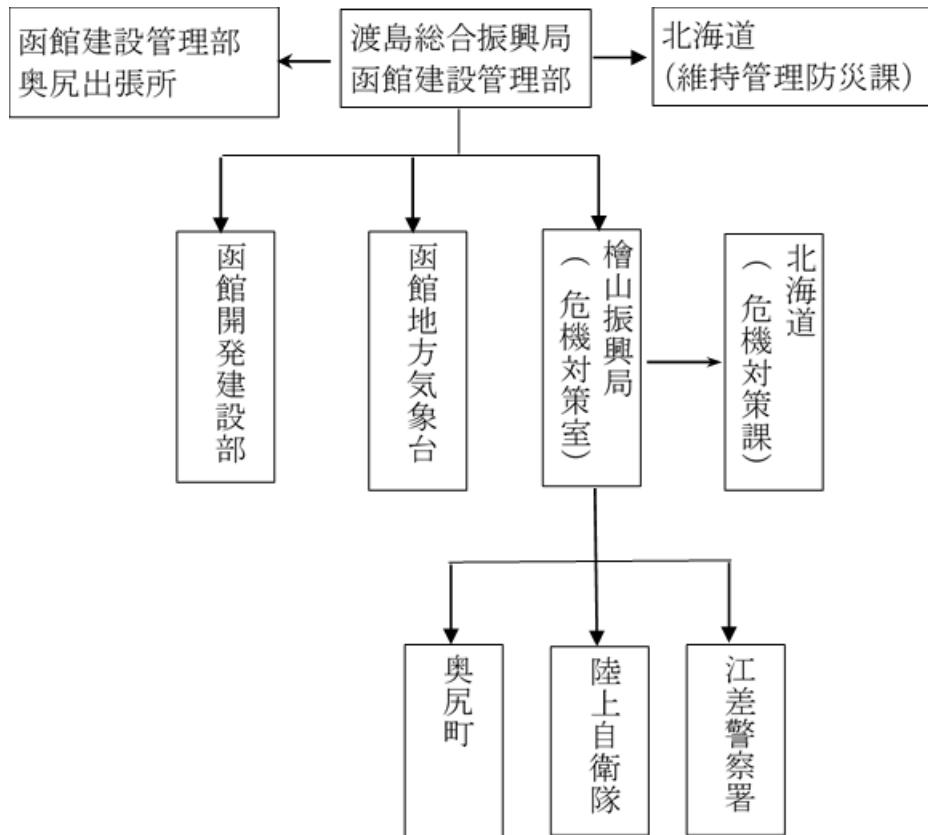
水防対策にかかる通信・連絡の措置については、本計画によるものとする。

1. 水防通信連絡

第2編第3章第1節災害通信の運用計画、第2節災害情報等の報告、収集及び伝達計画を準用する。

水防活動用警報（注意報）伝達系統図は、第2編第1章第4節気象業務に関する計画のとおり。

別表1 水防警報伝達系統図



第10節 情報収集

水防管理者及び水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者及び水防に関係のある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

(1) 市町村向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省 「海の防災情報」	https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警戒級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指數の予測値 等

(2) 一般向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省「海の防災情報」	https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
札幌管区気象台ホームページ ※気象庁ホームページへのリンク	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指數の予測値 等
函館地方気象台ホームページ ※気象庁ホームページへのリンク	https://www.jma-net.go.jp/hakodate-c/	檜山振興局管内の気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指數の予測値 等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指數の予測値 等

(3) 潮位の観測等

水防担当の対策部（建設水道部、産業振興部）は、高潮のおそれがあると認められるときは、風向、風速及び潮位を観測し、地域政策対策部に報告するものとする。
なお、氾濫するおそれがあり、水位が高まっているなど緊急を要する情報は、直ちに地域政策対策部に報告するものとする。

観測事項の主なものは、次のとおりである。

- ア 風向、風速（平均）の概要
- イ 潮位と防潮堤防の上端の高さとの差
- ウ 波高（潮位の高さの平均から波頭までの高さ）及び防潮堤の上端までの余裕

第11節 水防活動

水害による被害の発生が予測される場合の水防活動については、本計画の定めるところとする。

1. 配備体制

水防管理者（町長）は、水防に關係のある気象の予報及び警報の発表があり、津波又は高潮による災害の発生が高まったときから、その危険が解消されるまでの間は、次の配備体制をとるものとする。

(1) 配備体制

対策本部の配備体制は、第2編第1章第1節組織計画、第2節動員計画を準用する。

(2) 水防機関、消防機関の非常配備体制

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、河川の水位が上昇し氾濫の危険が高まったとき、その他水防上必要と認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

ア 出動準備

水防管理者は次の場合、水防団及び消防機関に対し出動準備をさせるものとする。

- ① 水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水、高潮等の危険が予想されるとき。
- ② 水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。
- ③ 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがある、かつ出動の必要が予想されるとき。
- ④ その他気象状況等により洪水、高潮の危険が予想されるとき。
- ⑤ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

イ 出動

水防管理者は、次の場合は、直ちに水防機関を出動させ、警戒配置につかせるものとする。

- ① 水防警報により出動の指令が発令されたとき。
- ② 河川の水位が氾濫注意情報（警戒水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- ③ 潮位が上昇して被害のおそれがあるとき。
- ④ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。
- ⑤ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

2. 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者（町長）は、区域内の河川、海岸、堤防・防潮堤等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある場合、直ちに管理者に連絡し必要な措置を求めることがある。

連絡を受けた施設管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

(2) 出水時

ア 洪水・氾濫

水防管理者、消防機関の長は、非常配備を指令されたときは、河川、海岸等の

監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに水防関係団体に連絡し、堤防その他施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

イ 高潮

水防管理者、消防機関の長は、非常配備を指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、関係水防団体に連絡する。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

3. 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法により迅速的確に作業を実施するものとする。

その際、水防団員は安全性の高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

4. 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を指定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

5. 警戒区域の監視

災害が発生するおそれのある時は、水防担当の対策部は、隨時当該区域を巡視し、水上危険な兆候を発見した場合には、直ちに地域政策対策部に報告し、その施設の管理者に対して、必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

6. 避難のための立退き

第2編第3章第4節避難対策計画を準用する。

7. 協力及び応援

町長（水防管理者）は、水防上他からの応援を必要と認めるときは、江差警察署、自衛隊に対し所定の手続きをして出動及び派遣を要請することができる。

8. 水防配備の解除

町長は（水防管理者）は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は非常警戒の必要がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを一般に周知するものとする。

第12節 費用負担と公用負担

1. 費用負担

当町の水防に要する経費は、水防法第41条により当町が負担するものとする。ただし、当町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。

(1) 水防法第23条の規定による応援のための費用

(2) 水防法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

2. 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両その他の運搬用機器の使用

エ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合に、これを提示しなければならない。

様式1

公用負担権限委任証

住 所
職 氏 名

上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使について
委任したことを証明します。

令和 年 月 日

委任者
奥尻町長

印

(3) 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、別記様式2に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令票

住 所

氏 名

水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

1. 目的物

(1) 所在地

(2) 名称

(3) 種類（又は内容）

(4) 数量

2. 負担内容

(使用・収用・処分等について詳記する)

令和 年 月 日

命令者 職 氏名

印

（日本工業規格A4版）

(4) 損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13節 水防報告等

1. 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその場所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消防量及び員数
- (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮する点、その他水防管理団体の所見

2. 水防報告

町長（水防管理者）は、次に定める事態が発生し、その水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、北海道水防計画に定める様式（別表 様式-1）により、所定の期日までに檜山振興局長に報告するものとする。

- (1) 水防のため消防の機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体等の応援を要請したとき
- (3) その他、必要と認められる事態が発生したとき

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

別表 様式一1 水防活動実施報告書
(市町村名)

自至年年月月

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要貸付 35万円以上使用団体分			備考		
	団体数	活動延員	主 資	要 材	そ の 他 資 材	計	団体数	使 用 資 材 費			
								主 資	そ の 他 資 材	計	
振興局分 前回迄	—	—人	円	円	円	—					
月 分	—	—				—					
月 分	—	—				—					
月 分	—	—				—					
月 分	—	—				—					
月 分	—	—				—					
小 計	—	—				—					
累 計	—	—				—					
水防管理 団体分 前回迄	()					—					
月 分	()					—					
月 分	()					—					
月 分	()					—					
月 分	()					—					
月 分	()					—					
小 計	()					—					
累 計	()						円	円	円		

(作成要領)

- 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 「団体数」欄の()書きには、当月月内に水防活動を行った水防管理団体数をその他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 「月分」欄は、当該機関の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

第14節 水防訓練等

1. 水防訓練

町長（水防管理者）は、消防機関の職員及び団体に対し、隨時水防工法についての技能を習得させるとともに、水防法第28条に定めるところにより、年1回以上水防訓練を実施するものとする。

2. 防災訓練

町職員、防災関連機関、町民に対する水防に関する訓練は、第2編第2章第12節防災訓練計画を準用する。

第15節 公務災害補償

水防法第24条の規定により水防に従事したことによって、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となったときは、水防法第45条の規定に基づき、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところにより補償するものとする。

第3章 急傾斜地防災対策計画

第1節 目的

この計画は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「危険区域」という。）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）における住民の生命、身体及び財産を保護するため、当該急傾斜地の崩壊による災害対策について定めることを目的とする。

第2節 災害予防計画

1. 危険区域

町内の「危険区域」指定地区は、以下のとおりである。

地区名	告示年月日	危険区域	面積 (ha)
松江	昭和57年4月26日 北海道告示 第818号	奥尻町字松江123の1~419 標柱番号 1~11まで	4.83
松江(その2)	平成3年2月4日 北海道告示 第166号	奥尻町字松江221の6~380 標柱番号 1~5まで	0.32
青苗(2)	平成2年9月6日 北海道告示 第1260号	奥尻町字青苗159の4~433の3 標柱番号 1~12まで	1.93

2. 警戒区域及び特別警戒区域

近年、全国各地で土砂災害による甚大な被害が発生している状況から、現地調査を早期に完了させ、住民説明会を函館建設管理部と共に開催し、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を推進するものとする。

3. 予想される災害

連続的降雨又は集中豪雨等、あるいは大規模な地震等による傾斜地の崩壊に伴い、家屋の倒壊、埋没及び人的災害の発生が予想される。

4. 災害予防対策（第2編第2章第5節土砂災害予防計画を参照）

国や北海道及び町による様々なながけ崩れ対策は、以下によって行う。

(1) 危険住宅の移転

ながけ崩れ災害を受けるおそれのある住宅に対しては、安全な場所への移転の促進を図る。

(2) 防災工事の施工

特に危険ながけでは、国の補助を受け、北海道が防災工事を行う。

(3) 有害行為の規制

がけやその周りでは、災害を引き起こす可能性のある行為の制限を徹底する。

(4) 警戒避難体制の整備

奥尻町地域防災計画に基づいて、避難場所・避難経路等、警戒避難体制に関する事項を実施する。

第3節 災害応急対策計画

1. 組織及び所掌事務

第2編第1章防災体制により、各対策部が緊密な連携をもとに、警戒区域の総合的応急対策を行うものとする。

2. 情報の収集及び伝達

警戒区域の状況等応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、第2編第3章第1節災害通信の運用計画、第3節災害広報・広聴計画及び第2編第1章第4節気象業務に関する計画の定めるところにより迅速、確実に行うものとする。

3. 警戒区域の情報連絡について

警戒区域の異常現象及び災害状況を迅速に把握するための情報連絡については、第2編第3章第2節災害情報等の報告、収集及び伝達計画を準用する。

4. 警戒体制

警戒体制の基準等

警戒体制の区分	降 雨 の 状 況	町の配備体制	措置基準
第1警戒体制	1. 前日までの連続雨量が 100mm 以上で当日の日雨量が 50mm を超えたとき。 2. 前日までの連続雨量が 40～100mm で当日の日雨量が 80mm を超えたとき。 3. 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が 100mm を超えたとき。	第2編第1章第2節「災害対策本部」に定める第1非常配備による。	(1) 危険区域の巡視及び警戒 (2) 住民への広報
第2警戒体制	1. 前日までの連続雨量が 100mm 以上で当日の日雨量が 50mm を超え時雨量が 30mm 程度の強雨が降り始めたとき。 2. 前日までの連続雨量が 40～100mm 以上で当日の日雨量が 80mm を超え時雨量が 30mm 程度の強雨が降り始めたとき。 3. 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が 100mm を超え、時雨量が 30mm 程度の強雨が降り始めたとき。	第2編第1章第2節「災害対策本部」に定める第2非常配備による。	(1) 住民の避難の準備 (2) 基本法に基づく警報の伝達及び警告 (3) 基本法に基づく避難の指示

5. 警戒巡視員による危険区域の巡視及び警戒

町長は、危険地区毎に警戒巡視員を定め、降雨気象警報発表中又は、必要に応じて当該危険地区を巡視することを命じ、次の事項を報告させるものとする。

- (1) 表面に流水が発生、小石がばらばら落下、湧水発生（量の増加、濁り）、斜面のふくらみ、地鳴りなど。

6. 避難及び救助

町長は、当該地域に崩壊、流砂土の危険性があると認めたときは、第2編第3章第4節避難対策計画の定めるところにより、当該地域住民に警告し、避難のための立ち退きを指示し、この旨を速やかに関係機関に通知することとする。

7. 災害の拡大に伴う応急対策について

災害が拡大若しくは拡大するおそれがある場合、状況に応じて、第2編第3章災害応急対策計画を準用し、対処するものとする。

第4章 雪害対策計画

第1節 目的

異常降雪により大雪、暴風雪及び雪崩等の災害に対処するため、迅速的確な除排雪を実施し、道路交通の確保及び交通安全、消防対策を図るための雪害の予防及び応急対策は本計画の定めるところによる。

第2節 雪害予防計画

1. 除雪路線区分

町道 奥尻町（建設水道課）
道道 函館建設管理部奥尻出張所

2. 道路網の交通確保

異常降雪により大雪、暴風雪、雪崩等が発生し、又は発生のおそれがある場合、地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除雪を実施するものとし、昼夜交通を確保することを原則とするが、住戸数及び交通量を勘案して、最低除雪回数を決定する。また、町道、道道の交差点の除雪は、相互に連携のうえ、除雪を実施する。なお路線の緊急順位は次のとおりとする。

- (1) 防火貯水槽、消火栓等に通ずる町道
- (2) 公共施設に通ずる町道
- (3) バス路線となっている町道
- (4) 通学用道路となっている町道
- (5) 交通量の多い町道及び産業道路としての重要な町道

3. 除雪機械現有数（奥尻町所有）

種別	台数
ロータリー除雪車	2

4. 積雪時における消防対策

檜山広域行政組合奥尻消防署は、消防水利周辺及びこれに通ずる道路の除雪には特に留意し、消防団員、地域住民の協力を得て、火災発生時の消防活動に万全を期するものとする。

異常降雪による大雪及び暴風雪、雪崩等のため、消防車両の通行が停止し、又は停止するおそれがある場合は、小型動力ポンプの人力搬送等の対策を講ずる。

その他の消防対策は第2編第2章第8節の消防計画による。

5. 除雪車出動の要請先

町道において、特に交通確保を必要とする除雪路線の降雪の状況が除雪必要量に達したときは、町により速やかに除雪を実施するが、防災上急を要する場合は、各町内会長は、役場（TEL 2-3111（代表））建設水道対策部へ除雪車出動を要請する。

6. 除雪等の協力体制

道道奥尻島線及び町道の除雪等について、航空自衛隊第29警戒隊、函館建設管理部奥尻出張所、奥尻町の三者は、道路の安全な通行を確保するため、相互に協力するものとする。

第3節 災害応急対策計画

1. 孤立予想地域及び医療助産対策

異常降雪による大雪、暴風雪、雪崩等による交通が途絶した孤立地域の食料の供給、急患医療対策については、町有除雪機械をフルに運転するほか、必要に応じて民間所有の機械を借り上げ、車道確保に努めるものとする。長期間の孤立によって食料等が極度に不足した場合、又は急病患者が発生した場合等においては、関係機関の協力を要請し、雪上車、ヘリコプター等により救急処理を講ずるものとする。

2. 雪崩警戒対策

町長及び関係機関、各道路管理者は、常に的確な積雪情報を把握し、雪崩発生危険箇所の点検を実施するほか、掲示板に掲示、防災行政無線による広報をするなどして必要な情報を住民に周知徹底し、状況に応じて必要な対策措置をとるものとする。

3. 建造物雪害対策

積雪量が大量となり、住家及び建造物等に被害をもたらすおそれがある場合は、住民に対し雪下ろし作業の励行をPRするとともに町内会等を通じて屋根の雪下ろし作業を組織的、計画的に行う。特に高齢者世帯に対しては、関係機関、ボランティア等の支援の活用を図る。

4. 立ち往生車両の救助対策

暴風雪による吹きだまり等により、車両が立ち往生し、要請者から救助要請があつた場合、防災関係機関は、要請を受理するとともに道路管理者及び防災関係機関との情報共有を図り、救助体制を整えるものとする。

5. 災害の拡大に伴う応急対策について

災害が拡大若しくは拡大するおそれがある場合、状況に応じて、第2編第3章災害応急対策計画を準用し、対処するものとする。

第5章 融雪災害対策計画

第1節 目的

本計画は、融雪による河川の溢水、低地帯の浸水等の災害の対策について定めることを目的とする。

第2節 災害予防計画

1. 気象情報の把握とその伝達

融雪による災害を防止するため、町長（地域政策対策部長）は、函館地方気象台から発表された融雪注意報を受理したとき及び融雪量及び降雨量の状況から融雪出水の発生するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通知するとともに、関係住民に周知するものとする。

2. 融雪予防体制

融雪による出水、雪崩、がけ崩れ、地すべり等災害を防止するため、町長（地域政策対策部長）は、関係各課及び関係機関と協力して情報交換や連絡体制を確立し、第4編第2章水防計画に定めるところによるほか、融雪による災害等警戒区域の予防対策を講ずるものとする。

3. 警戒区域等の巡視

水防上重要な警戒区域の災害を未然に防止し、また融雪による被害の拡大を防止するため、建設水道対策部長は、重要警戒区域の巡視を行い、次の状況を地域政策対策部長に報告するものとする。

(1) 融雪出水の状況

(2) 雪崩、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所

第3節 災害応急対策計画

1. 障害物の除去

建設水道対策部長及び関係機関は、積雪、捨雪、結氷、雪崩により河道が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、又は橋梁の流失を防ぐため、河川管理者と連絡をとり融雪出水前に河道内及び側溝等の障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

2. 道路の除雪

町長（建設水道対策部長）は、雪崩、積雪、融雪等による滞留水により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、各道路管理者と連絡をとり、障害物の除去に努める。

3. 水防資機材の整備、点検

水防活動を迅速かつ効率的に進めるため、融雪出水前に第4編第2章水防計画に定める現有水防資機材の整備、点検を行い、水防資材の確保に努めるものとする。

4. 災害の拡大に伴う応急対策について

災害が拡大若しくは拡大するおそれがある場合、状況に応じて、第2編第3章災害応急対策計画を準用し、対処するものとする。

第6章 林野火災対策計画

第1節 目的

本計画は、林野火災の発生を予防するとともに、火災の発生に際しては被害を最小限度にとどめるため早期に初動体制を確立し、その拡大を防御し被害の軽減を図り防災関係機関が実施する予防、応急対策について定めることを目的とする。なお、本計画に特に定めないものは、第2編第2章第8節消防計画に定めるところによる。

第2節 林野火災予防計画

1. 予消防組織

林野火災の予消防対策を推進するため、奥尻地区林野火災予消防対策協議会に加入する機関は、相互に連絡し、情報交換、計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

(1) 実施機関

- ア 奥尻町
- イ 檜山森林管理署

(2) 協力機関

- ア 檜山広域行政組合奥尻消防署
- イ 檜山広域行政組合奥尻町消防団
- ウ 航空自衛隊奥尻分屯基地
- エ 江差警察署
- オ 奥尻町教育委員会
- カ 新函館農業協同組合奥尻事業所
- キ 町内各森林愛護組合

2. 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、気象警報を的確に把握し、予防の万全を期するものとする。

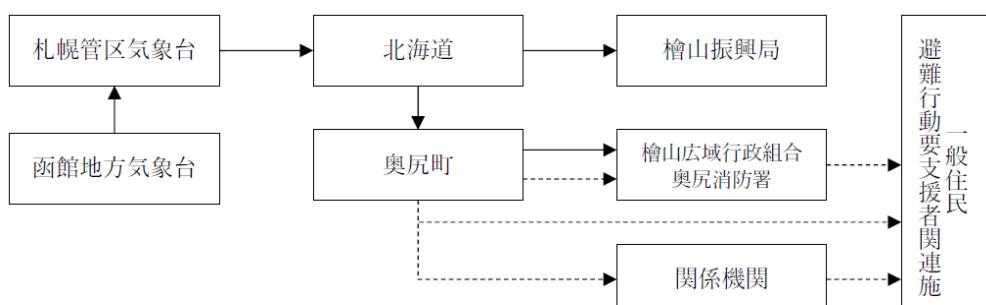
(1) 林野火災の気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了をもって行うこととする。

ア 通報の種類

林野火災気象通報	説明
情報 〔原則として週間 予報に含ませる〕	何日頃山火事が発生しやすいかから注意して下さい。
乾燥風注意報 注 意 報	山火事が発生しやすく甚だ危険です。
注意報解除	今まで通報した注意報は解除します。

イ 気象通報伝達系統



※注) -----> は、町長が火災に関する警報を発した場合

(2) 防火思想の普及、啓発

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることから、一般町民の林野火災予防に対する認識向上させるため、各機関の協力を得て、次に掲げる事項を実践するものとする。

ア ポスター、チラシの配布及び看板、掲示板による宣伝

イ 防災行政無線、広報車による啓発

ウ 新聞、広報紙、ホームページ等による広報活動

(3) 林野火災予防対策

ア 入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取等の入林者に対し、次の事項を指導するものとする。

① 公有林へ入林する際は、所有者より許可証の交付等を受けること。

② 町有林へ入林する際は、所有者の承諾を得ること。

③ 入林者に対する喫煙、たき火に対する指導強化。

イ 火入対策

町は、林野火災危険週間（おおむね3月～6月。以下、「危険週間」という。）中の火入れは、極力避けるよう協力を依頼するとともに火入れをする者に対して、次の事項を遵守するよう指導するものとする。

① 火入れは町の許可をもらってから行うこととし、火入れ許可付帯条件を厳守すること。

② 火入れの際は、認め証を受けた森林愛護組合長、消防団長並びに近隣所有者に通知すること。

③ 警報発令中等で山火事発生のおそれがある場合は、許可期間内であっても火入れを実施しないこと。また火入れ中に警報が発表されたり、強風等で延焼のおそれがあるときは、直ちに中止すること。

④ 火入れ跡地の完全消火を図り、その確認を行うこと。

⑤ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(4) 林野内の事業者対策

林野内において事業を営む者は、自主的に防火体制を確立するものとする。

ア 火気、危険物を使用するときは、防火設備を完備すること。

イ 火気責任者を定め、事業区域内に巡回員の配置等を行うこと。

ウ 喫煙の制限をすること。

(5) 機械力導入に対する予防対策

林業機械の普及による山火事の発生が増加する傾向にあるので、特にチェンソーや刈払機を使用するときは、燃料の取扱に十分注意すること。

第3節 林野火災消防計画

1. 林野火災消防は、危険物を除去して火災の拡大予防に努めることが最も効果的な方法であり、これを迅速かつ的確に行うため、関係機関の積極的な協力を得ることとする。

(1) 山火事発見者は最も速やかな方法で消防署に通報し、消防署はその旨直ちに町及び関係機関等へ連絡する。

(2) 連絡を受けた機関は、直ちに他の機関と連絡をとり、速やかに消火体制に入るものとする。

(3) 各森林愛護組合長は、所属組合員を動員して消火活動に協力するものとする。

(4) 延焼の危険性があり、また消火が困難となったとき、町長は知事（檜山振興局長）へ自衛隊の派遣を要請する。

2. 消火資機材の整備

消防機関は、山火事に備えて、次に掲げる消火資機材を整備しておくこととする。

(1) スコップ、くわ、かま、のこ、なた、携帯用無線機

3. 原因調査及び報告

林野火災予防対策は、原因を究明してはじめて樹立し得るものであるから、発生原因については関係機関の協力を得て徹底的に調査し、不明点等のないように究明するとともに、森林法及び消防法に基づき、調書を檜山振興局に提出し報告する。その他、法規に違反する疑いのあるものについては、厳に調査を行う。

4. 災害の拡大に伴う応急対策について

災害が拡大若しくは拡大するおそれがある場合、状況に応じて、第2編第3章災害応急対策計画を準用し、対処するものとする。

第7章 大規模停電災害対策計画

第1節 目的

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るために、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2節 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1. 実施事項

- (1) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (2) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- (3) 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- (6) 大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

2. 災害応急対策

- (1) 情報通信
 - ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
 - イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
 - ウ 各関係機関と相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- (2) 災害広報
 - ア 災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第2編第3章第3節災害広報・広聴計画の定めによるほか、次により実施するものとする。
また地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。
ア 停電及び停電に伴う災害の状況
イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
ウ 停電の復旧の見通し
エ 避難の必要性等、地域に与える影響
オ その他必要な事項
- (3) 応急活動体制
 - ア 大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
- (4) 避難所対策
 - ア 大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第2編第3章第4節避難対策計画の定めるところにより実施するものとする。
- (5) 応急電力対策
 - ア 必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。
- (6) 給水対策

水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

(7) **石油類燃料の供給対策**

町は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第2編第3章第3.4節石油類燃料供給計画の定めるところによるものとする。

(8) **広域応援**

北海道、奥尻町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、協定等の定めによるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第8章 海難対策計画

第1節 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期の初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2節 海難予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に予防し、又は被害を軽減するために必要な予防対策を実施するものとする。

1. 実施機関

江差海上保安署、北海道運輸局函館支局、檜山振興局、江差警察署奥尻駐在所、奥尻町、檜山広域行政組合奥尻消防署、ひやま漁業協同組合奥尻支所、（公社）北海道海難防止・水難救済センター

2. 海難予防対策

(1) 実施機関の海難予防対策

- ア 迅速かつ的確な災害情報収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - イ 海難発生中における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - エ 海難発生時における応急活動に関し、平常時から関係機関相互の連絡体制の強化を図るものとする。
 - オ 海難発生時の救急・救助・救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
 - カ 関係機関と相互に連携して、実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - キ 船舶所有者及び船長に対しては、気象情報の把握に努め、荒天に際しては早期避難、避船を図ることを指導するとともに、ひやま漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達を図ることを指導するものとする。
 - ク 海難の発生を防ぐため町長（産業振興対策部長）は関係機関と協力して関係者に対して次の指導を行うものとする。
 - ・ 海事法令等の違反防止
 - 海事法令等の違反は、直接海難に結びつく場合が多いので、次の事項について船主及び船長に対し適切な指導を行うものとする。
 - ・ 海技従事有資格者の乗船確認
 - ・ 無線従事者有資格者の乗船確認
 - ・ 救命器具、消火器具等の設備の確認
 - ・ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等
 - ケ 漁業無線局による気象状況等の伝達

気象状況及び海上保安部からの荒天に対する警告指導がでた場合等は、直ちに漁業無線局を通じ出漁船に対しその状況を伝達するとともに適切な措置を講ずるよう指示するものとする。

(2) 海難防止の指導

実施機関は、法令の定めるところにより、適切な予防対策を講ずるほか、（公社）北海道海難防止・水難救済センター等とともに船舶所有者及び船長に対し、次の事項を指導するものとする。

- ア 海事法令等の違反防止
- イ 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
- ウ 気象状況の常時把握と適切な準備体制の確立

- エ 漁業乗組員の養成及び資質の向上
 - オ 小型漁船の集団操業の励行及び相互救難体制の強化
 - カ 海難防止に対する意識の高揚
- (3) 遊漁者の海難防止
遊漁者より出漁依頼を受けた船舶所有者及び船長は、自ら操業する場合と同等の出漁体制をとるものとし、過剰乗船及び荒天中の出漁等の防止を図るものとする。

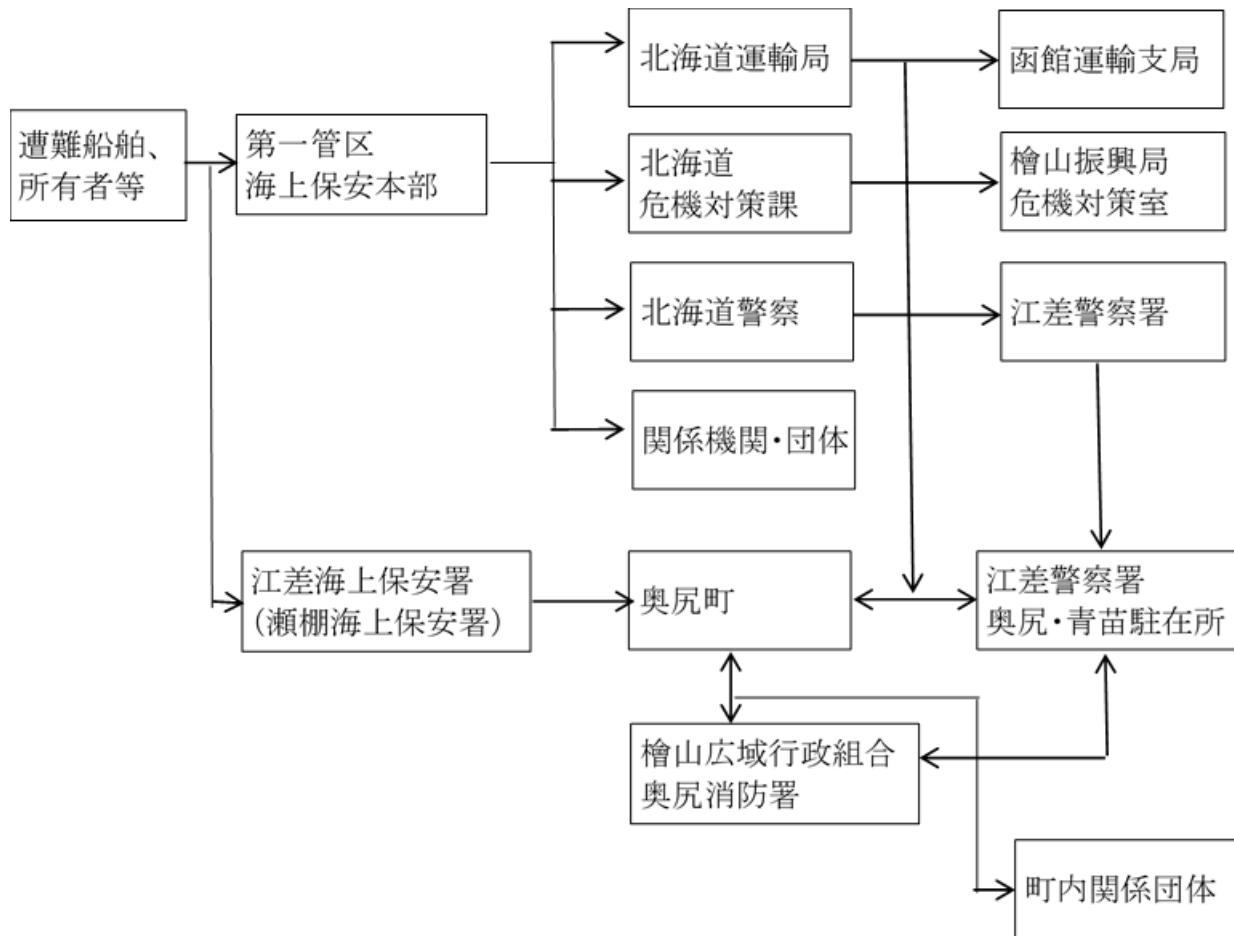
第3節 海難応急対策計画

1. 情報通信

(1) 関係機関との連絡体制

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、
関係機関の綿密な連携により実施するものとする。

(2) 連絡系統図



(3) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2. 広報

海難発生時の広報は、第2編第3章第3節災害広報・広聴計画に準じて行うほか、次により実施する。

(1) 実施機関

江差海上保安署、北海道運輸局函館支局、檜山振興局、江差警察署奥尻駐在所、奥尻町、檜山広域行政組合奥尻消防署、ひやま漁業協同組合奥尻支所、（公社）北海道海難防止・水難救済センター

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 海難の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報

- ④ 関係機関の応急対策に関する情報
 - ⑤ その他必要な事項
- イ 旅客及び地域住民等への広報
関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線等により次の事項について広報を実施する。
- ① 海難の状況
 - ② 旅客及び乗組員等の安否情報
 - ③ 医療機関等の情報
 - ④ 関係機関の応急対策に関する情報
 - ⑤ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 北海道（檜山振興局）

知事（檜山振興局長）は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 奥尻町（地域政策対策部、産業振興対策部）

町長は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて第2編第1章第1節防災組織の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合、北海道又は町の体制と同等相当の体制を整え、災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、奥尻町に現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4. 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、ひやま漁業協同組合奥尻支所、奥尻救護所（青苗救護所）の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

5. 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第2編第3章第5節救助救出計画の定めによるほか次のものとする。

(1) 実施事項

ア 函館海上保安部（江差、瀬棚海上保安署）

- ① 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変、その他救済を必要とする場合における救助を行うこと。
- ① 船舶交通の障害の除去に関すること。
- ② 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行うこと。

イ 奥尻救難所、青苗救難所

海難認知の際直ちに救助活動を実施するとともに、函館海上保安部及び町長からの要請により救護活動についても行うものとする。

ウ 奥尻町

- ① 産業振興対策部（地域政策対策部）は、関係機関との緊密な連絡とともに、直ちに現場に臨み、救護救済措置を講ずるものとする。
- ② 救護のために必要があるときは、住民を召集し、船舶その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うものとする。

エ 江差警察署（奥尻、青苗駐在所）

警察官は、救護の業務について町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うものとする。

オ ひやま漁業協同組合（奥尻支所）

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対し、速やかに通報するものとする。

6. 消防活動

領海内における船舶等の火災は、江差海上保安署及び瀬棚海上保安署と檜山広域行政組合消防本部との船舶消火に関する業務協定書に基づき円滑な消火活動を行うものとする。

7. 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第2編第3章第12節医療救護計画の定めるところにより実施するものとする。

8. 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等について、第2編第3章第16節行方不明者の搜索及び遺体の収容、埋葬計画の定めるところにより実施するものとする。

9. 交通規制

海難発生時における交通規制については、第2編第3章第20節交通応急対策計画の定めるところにより実施するものとする。

10. 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、第2編第3章第25節により実施するものとする。

11. 広域応援

北海道、奥尻町及び檜山広域行政組合は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、協定等により他の消防機関及び市町村、他府県及び国に応援を要請するものとする。

12. 災害の拡大に伴う応急対策について

災害が拡大若しくは拡大するおそれがある場合、状況に応じて、第2編第3章災害応急対策計画を準用し、対処するものとする。

第9章 流出油等対策計画

第1節 目的

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、奥尻港における危険物等の流出等による災害対策については第9章危険物等災害対策計画の定めるところによる。

第2節 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出を未然に予防し、又は被害を軽減するために必要な予防対策を実施するものとする。

1. 実施機関

江差海上保安署、北海道運輸局函館支局、檜山振興局、函館建設管理部奥尻出張所、江差警察署奥尻駐在所、奥尻町、檜山広域行政組合奥尻消防署、ひやま漁業協同組合奥尻支所

2. 海難予防対策

(1) 実施機関の予防対策

ア 迅速かつ的確な災害情報収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

エ 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関相互の連絡体制の強化を図るものとする。

オ 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。

カ 関係機関と相互に連携して、実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

キ 海事関係法令等の違反防止

① 船舶安全法に基づく安全基準の励行

② 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守

③ 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法律の遵守

第3節 災害応急対策計画

1. 情報通信

(1) 関係機関との連絡体制

油等大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は関係機関の綿密な連携により実施するものとする。

(2) 連絡系統図

油等大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は第7章第3節海難応急対策計画による連絡系統図を準用する。

(3) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関

係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2. 広報

油等流出事故災害時の広報は、第2編第3章第3節災害広報・広聴計画に準じて行うほか、次により実施する。

(1) 実施機関

江差海上保安署、函館開発建設部江差港湾事務所、檜山振興局、江差警察署奥尻駐在所、奥尻町、日本海沿岸関係市町村、檜山広域行政組合奥尻消防署、ひやま漁業協同組合奥尻支所、船舶所有者等

(2) 実施事項

関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政無線及び広報車の利用等により次の広報を実施する。

・ 旅客及び地域住民等への広報

- ① 油等大量流出事故災害の状況
- ② 関係機関の応急対策に関する情報
- ③ 海上輸送復旧の見通し
- ④ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑤ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 北海道（檜山振興局）

知事（檜山振興局長）は、油等大量流出事故災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 奥尻町（地域政策対策部、産業振興対策部）

町長は、油等大量流出事故災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて第2編第1章第1節組織計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合、北海道又は町の体制と同等相当の体制を整え、災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、町に現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4. 油等の流出又は流出する恐れがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部又は江差海上保安署（瀬棚海上保安署）に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 江差海上保安署、瀬棚海上保安署

ア 巡視船舶、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船等により応急の防除措置を講ずる。

エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、一般財団法人海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるよう調整する。

カ 船舶等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

キ 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液

体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

(3) 函館開発建設部江差港湾事務所

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター・港湾業務艇等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要に応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

(4) 北海道（檜山振興局）、奥尻町

ア 北海道は、ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。

イ 油流出等の海岸線等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

(5) 江差警察署奥尻駐在所、青苗駐在所

ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域、交通規制等を実施する。

5. 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

(1) 江差海上保安署（瀬棚海上保安署）

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。

(2) 檜山広域行政組合奥尻消防署

火災状況等の情報収集に努め、江差海上保安署（瀬棚海上保安署）の消火活動に協力するものとする。

6. 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、第2編第3章第4節避難対策計画の定めるところにより実施するものとする。

7. 交通規制

海上災害時における交通規制については、第2編第3章第20節交通応急対策計画の定めるところにより実施するものとする。

8. 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第3章第25節自衛隊災害派遣要請計画により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

9. 広域応援

北海道、奥尻町及び消防機関は、流出油事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策が実施できない場合は、協定等の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

10. 危険物関係施設管理者及び水難救護所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救護所は、流出油等防災対策上、関係機関から要請があった場合、保有する資機材等をもって協力をを行うものとする。

11. 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、第2編第3章第23節防災ボランティアとの連携計画の定めるところによる。

12. 災害の拡大に伴う応急対策について

災害が拡大若しくは拡大するおそれがある場合、状況に応じて、第2編第3章災害応急対策計画を準用し、対処するものとする。

第10章 危険物等災害対策計画

第1節 目的

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、第8章流出油等対策計画の定めるところによる。

第2節 危険物の定義

1. 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2項第7項に規定されているもの
※例 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの
※火薬、爆薬、火工品

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日第204号）第2条に規定されているもの
※液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの
※劇物（シアノ化水素、シアノ化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）等によりそれぞれ規定されている。

第3節 災害予防計画

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下、事業者という。）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

1. 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去その他の災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、消防機関、警察に通報するものとする。

(2) 北海道、消防機関

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制の確立のため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

2. 火薬類災害予防

- (1) 事業者
- ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
 - イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察に届け出るとともに北海道に報告するものとする。
- (2) 北海道産業保安監督部
- ア 火薬類取締法の規程に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
 - イ 火薬取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
 - ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。
 - エ 事業者の予防対策について監督、指導する。
- (3) 北海道
- ア 火薬取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
 - イ 火薬取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに北海道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
 - ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。
- (4) 北海道警察
- ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備拡充し、災害時における初動体制の確立を図るものとする。
また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
 - イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
 - ウ 火薬庫が近隣火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。
- (5) 消防機関
- 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3. 高圧ガス災害予防

- (1) 事業者
- ア 高圧ガス保安法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
 - イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察に届け出るものとする。
- (2) 北海道産業保安監督部
- ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規程に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
 - イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- (3) 北海道
- ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
 - イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
 - ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに北海道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図

るものとする。

(4) 北海道警察

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となつたとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4. 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずるものとする。

(2) 北海道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(4) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5. 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防等関係機関へ通報するものとする。

(2) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

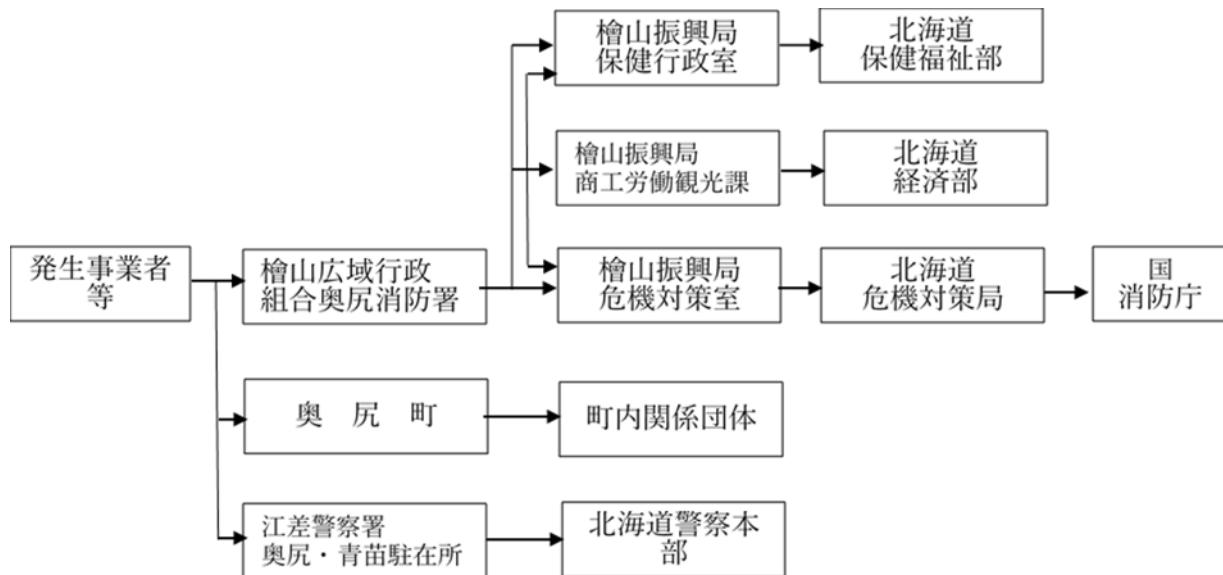
第4節 災害応急対策計画

1. 情報通信

(1) 関係機関との連絡体制

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は関係機関の綿密な連携により実施するものとする。

(2) 連絡系統図



(3) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2. 広報

危険物等災害の広報は、第2編第3章第3節災害広報・広聴計画に準じて行うほか、次により実施する。

(1) 実施機関

檜山振興局、江差警察署奥尻駐在所、奥尻町、檜山広域行政組合奥尻消防署

(2) 実施事項

関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政無線及び広報車の利用等により次のについて広報を実施する。

ア 被災者の家族等への広報

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- ④ 医療機関等の情報
- ⑤ 関係機関が実施する応急対策の概要
- ⑥ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 北海道（檜山振興局）

知事（檜山振興局長）は、危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 奥尻町（地域政策対策部）

町長は、危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて第2編第1章第1節組織計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合、北海道又は町の体制と同等相当の体制を整え、災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、奥尻町に現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4. 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係機関の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

5. 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(2) 消防機関

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、消防活動を円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6. 避難措置

奥尻町は、人命の安全を確保するため、第2編第3章第4節避難対策計画の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7. 救助救出及び医療救護活動等

奥尻町及び関係機関は、第2編第3章第5節救助救出計画及び第12節医療救護計画の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、第2編第3章第16節行方不明者の捜索及び遺体の収容、埋葬計画を実施するものとする。

8. 交通規制

江差警察署奥尻、青苗駐在所は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第3章第20節交通応急対策計画の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

9. 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第2編第3章第25節自衛隊派遣要請計画の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

10. 広域応援

北海道、奥尻町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、協定等の定めによるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

11. 災害の拡大に伴う応急対策について

災害が拡大若しくは拡大するおそれがある場合、状況に応じて、第2編第3章災害応急対策計画を準用し、対処するものとする。

第11章 火山災害対策計画

第1節 目的

本章は、噴火、降灰（礫）、溶岩、火山ガス、泥（土石流）、火碎流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防ぎ被害の軽減を図るため、必要な対策等を定めることを目的とする。なお、奥尻町では渡島大島の噴火に伴う山体崩壊により発生した津波の痕跡が地質調査により確認されている。津波対策については、第3編第4章津波対策計画に準ずるものとする。

第2節 火山の概況

1. 渡島・檜山管内における火山の現状

北海道における活火山は、常時観測火山が9火山、その他の火山が22火山の計31火山が存在しており、渡島・檜山管内においては、常時観測火山の北海道駒ヶ岳、恵山、その他の火山の渡島大島がある。

2. 過去の火山活動

(1) 北海道駒ヶ岳

北海道駒ヶ岳は、1640年の大噴火以降、大小數十回の活発な噴火活動を繰り返している。

特に1640、1694、1856、1929年の4回の噴火は、大規模な軽石噴火で火碎流を伴った。

1640年の噴火では、山頂が崩壊し岩屑なだれとなって流下した。岩屑なだれの一部は噴火湾に流れ込み大津波を発生させたため、噴火湾の沿岸一帯で700名あまりが溺死した。また、川をせき止め大沼・小沼を形成した。1856年の噴火では、噴煙柱を高く上げる軽石噴火の後、火碎流が発生し、南東麓で湯治客20名以上が犠牲となった。1929年の噴火では、迅速な避難が功を奏したが、2名が犠牲となった。また、1942年の噴火では、火口原に北北西—南南東方向の1.6kmの大亀裂が形成され、小規模な火災サージも発生した。

以後噴火はしばらくなかったが、1996年3月、54年ぶりに小噴火し、降灰によって山麓では土石流や泥流が発生した。その後も1998年10月、及び2000年9～11月にかけて小噴火が発生した。

(2) 恵山

安山岩質の火山で、約8000年前に火碎流噴火があった。その後溶岩ドーム群の活動と水蒸気噴火を繰り返した。ドームの西麓には2つの爆裂火口があり、活発な噴気活動がみられる。かつて硫黄が採掘された。噴火の確かな記録はないが、1846年に小噴火により泥流が発生した他、1874年にもごく小規模な噴火があった。

急峻な地形であるため噴火や強雨による泥流・土石流が発生しやすい。

また、現在も活発な噴気活動が見られており、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。火口周辺や過去に泥流が発生した地域に、登山道、観光施設等があり、防災上の配慮が必要である。

(3) 渡島大島

直径約4kmの無人島で、東山・西山・中央火口からなる成層火山である。1741～1742、1759年に噴火し、1786年及び1790年に噴煙が見られたが、その後噴火活動は認められない。1741年の噴火では、現在の外輪山である清部岳～西山外輪山を崩壊壁として山頂部が北方向へ崩壊した。岩屑なだれが海に流れ込み、日本海で大津波が発生したため、北海道をはじめとする日本海沿岸各地に死者1,475人以上、流失家屋791棟、船舶破損1,521隻にのぼる大きな被害をもたらした。

崩壊火口内に成長した中央火口丘（寛保岳）の火口内壁には弱い噴気域がある。

3. 火山周辺市町村

(1) 常時観測火山周辺市町村

火山名	(総合) 振興局	市町村
北海道駒ヶ岳	渡島	森町、鹿部町、七飯町
恵山	渡島	函館市

(2) その他の火山周辺市町村

火山名	(総合) 振興局	市町村
渡島大島	渡島	松前町

第3節 災害予防対策計画

北海道、奥尻町及び防災関係機関は、火山災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するが、特に影響があると想定される渡島大島の火山災害から未然に防止するため必要な対策を実施する。

1. 観測及び調査研究

(1) 火山観測体制

渡島大島においては、担当する気象官署は、札幌管区気象台で機器による観測は実施していないが、関係機関の協力による機上観測や、不定期だが火山機動観測班による観測を実施している。他機関では、北海道大学が地震計を設置している。

(2) 調査研究

北海道は、火山災害の予防対策及び応急対策に資するため、昭和45年以来火山活動の現況（地質地殻変動、地温、重力、地磁気の観測）過去の火山噴火における火碎流等の発生状況（噴火の規模、形態）、火山噴火の想定及び地質構造について調査研究を進めているが、今後とも調査研究の推進に努めるものとする。

2. 警戒体制

渡島大島は、1741年の噴火により、岩屑なだれによって大津波が発生したが、同様に発生した場合、山体崩壊を予知する観測技術は、確立されていなく困難である。

噴火現象につながる前兆現象など、防災関係機関からの情報収集に努め、可能な限り対策を講ずるものとする。

3. 防災知識の普及啓発

火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及啓発を図るものとする。

第4節 災害応急対策計画

1. 防災組織

関係機関は、火山現象による災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

2. 火山現象に関する警報、予報、情報

(1) 火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により発表される「火山現象警報」（噴火警報）「火山現象予報」及び「火山現象注意報」（噴火予報、降灰予報、火山ガス予報等）である。

また、火山現象に関する情報は、同法第11条の規定により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条第1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通知する。

(2) 火山現象警報及び火山現象予報の種類

ア 噴火警報

札幌管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴

石、火碎流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

イ 噴火予報

札幌管区気象台が火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた

「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。渡島・檜山管内周辺の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

渡島・檜山管内周辺の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	北海道駒ヶ岳、恵山
噴火警戒レベルが運用されていない火山	渡島大島

噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧表
(噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)

名称	対象範囲	噴火警戒 レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫して いる状態にある。
		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生すると予想される (可能性が高まっている)。
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居 住地域近く までの広い 範囲の火口 周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ)噴火 が発生、あるいは発生すると予 想される。
	火口から少 し離れた所 までの火口 周辺	レベル2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ)噴火が発生、あるいは 発生すると予想される。
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)。

(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)

名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	居住地域 厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは発生すると 予想される。
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近く までの広い範囲の火口 周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)噴火が発 生、あるいは発生すると予想され る。
	火口から少し離れた所 までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範 囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発 生すると予想される。

噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。
------	------	-------------	---

エ 噴火速報

札幌管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

オ 火山の状況に関する解説情報

札幌管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

カ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

降灰予報(定時)

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表する。
- ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

降灰予報(速報)

- ・噴火が発生した火山(注1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

(注1)：降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報(詳細)

- ・噴火が発生した火山(注2)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

(注2)：降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。

■ 降灰量階級と降灰の厚さ

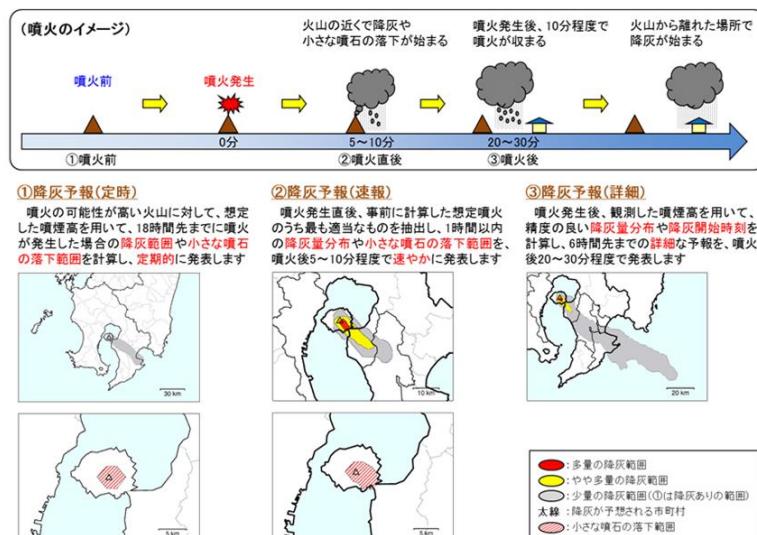
降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

■ 降灰量階級とるべき行動等

名称	表現例			影響とるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路		
		路面	視界				
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康新な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある	
やや多量	0.1 mm≤厚さ≤1 mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護喘息患者や呼吸器疾患有人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなる恐れがある（およそ0.1～0.2 mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稻などの農作物が収穫できなくなったり（※1）、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある	
少量	0.1 mm未満	うっすら積もる	降つてのりがようやくわかる	窓を閉める火山灰が衣服や身体に付着する目にに入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可（※1）	

（※1）富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

降灰予報の発表イメージ



※降灰予報は、噴煙の高さや気象予測データ等を用いて降灰の範囲と降灰量を予測している。

そのため、噴煙の高さや気象予測の誤差により、降灰予報と実際の降灰範囲や降灰量が異なることがある。

キ 火山ガス予報

札幌管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

ク 火山現象に関する情報等

札幌管区気象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

・火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

・月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

(3) 火山現象警報、火山現象予報及び火山現象に関する情報等（以降、噴火警報等という）の発表官署

北海道における全ての火山に係わる火山現象警報、火山現象予報（降灰予報を除く※。）及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。

※降灰予報の発表は、気象庁が行う。

(4) 異常現象発見者の通報義務及び通報先

ア 市町村は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、住民に周知徹底するものとする。

イ 市町村は、異常現象を了知し、気象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段等に関する事項を定めるものとする。

(5) 噴火警報等の伝達

ア 噴火警報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

イ 噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

① 通報及び伝達の内容

・札幌管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象に関する情報を知事に通報する。

・北海道（檜山振興局）

札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

・市町村

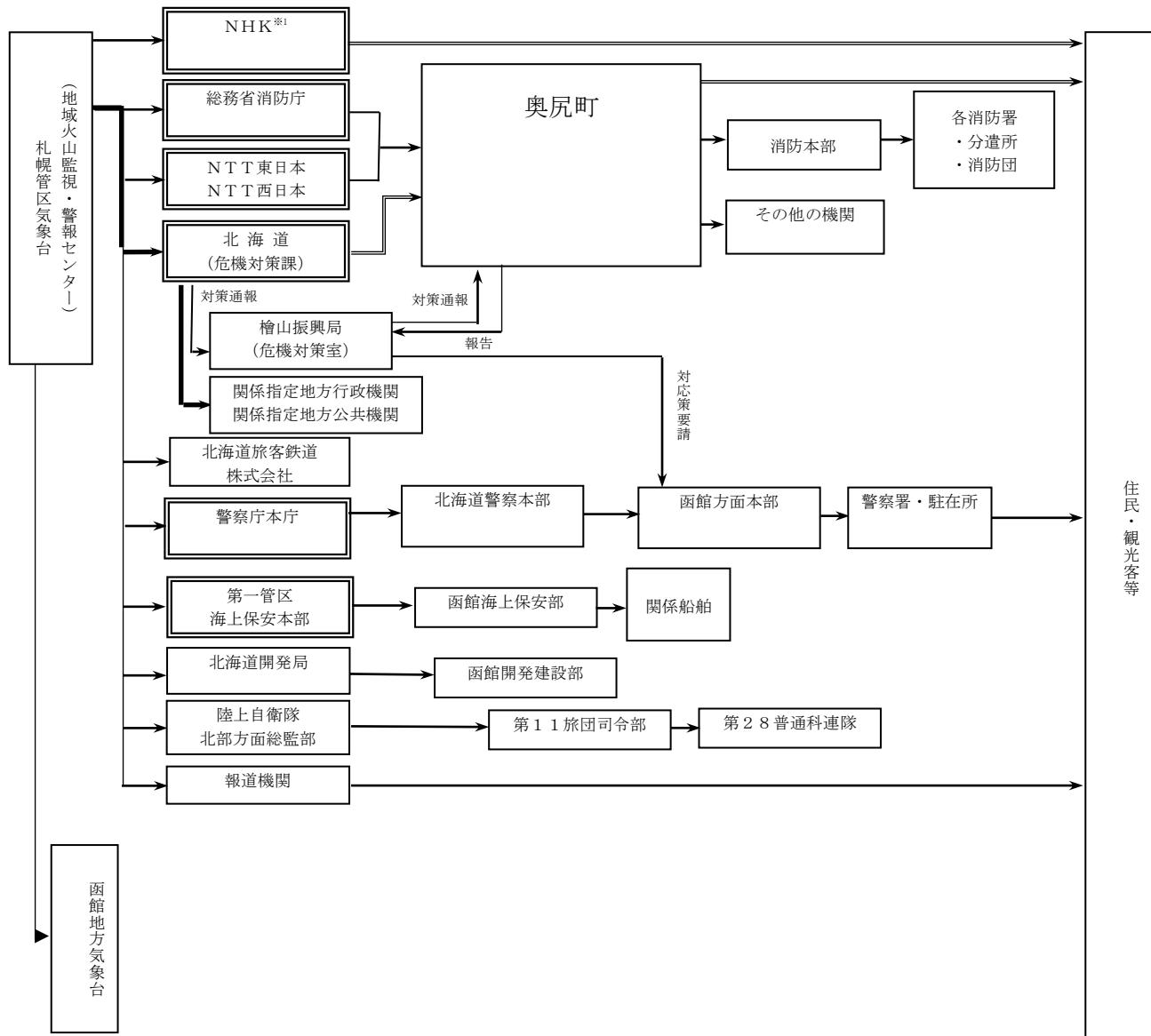
知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

② 通報及び伝達の系統

札幌管区気象台から知事に通報された後の噴火警報等の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図に準じたものとする。

噴火警報等伝達系統図（渡島大島）



- *1 1. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 2. 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 3. 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

※1 あらかじめ定められた通信系統が障害となった場合は、札幌放送局及び該当する地方の放送局へ通知する。

3. 災害情報通信

災害時の情報伝達は、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に活用し、第2編第3章第2節災害情報等の報告、収集及び伝達計画及び第1節災害通信の運用計画に定めるところによる。

特に離島という地理的環境から重要通信の確保のため防災関係機関が保有する衛星通信車など通信設備により、迅速・的確な災害情報の収集し、相互に伝達するものとする。

4. 災害広報

奥尻町は、災害応急対策に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第2編第3章第3節災害広報・広聴計画の定めるところによる。

5. 応急措置

北海道、奥尻町及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第3編第4章第3節津波災害応急対策計画の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

6. 避難措置

- (1) 津波の発生する可能性が高い場合、第2編第3章第4節避難対策計画に準じて、避難するものとする。
- (2) 噴火により大量の降灰が発生若しくは予想され、生活環境が著しく悪化する場合、全島避難など検討のうえ、北海道、他の市町村へ広域避難を要請する。

7. 救助救出及び医療救護活動等

奥尻町及び関係機関は、第2編第3章第5節救助救出計画及び第12節医療救護計画の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、奥尻町及び関係機関は、第2編第3章第16節行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理埋葬計画の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8. 道路、船舶及び航空交通の規制等

江差警察署及び防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第3章第20節交通応急対策計画の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

9. 自衛隊派遣要請

奥尻町は、第2編第3章第25節自衛隊派遣要請計画の定めるところにより、災害の規模や収集した災害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣要請をするものとする。

10. 広域応援

北海道、奥尻町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対策対策を実施できない場合は、第2編第3章第26節職員応援要請計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国への応援を要請するものとする。

11. 災害の拡大に伴う応急対策について

災害が拡大若しくは拡大するおそれがある場合、状況に応じて、第2編第3章災害応急対策計画を準用し、対処するものとする。

第5節 災害復旧計画

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、北海道及び奥尻町は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との緊密な連携のもと第2編第4章災害復旧・被災者援護計画の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。